

# 經濟論叢

第九十九卷 第四號

---

- 沖縄におけるドル切替えを  
めぐる論争について (1)……………小野 一 一 郎 1
- 国防予算制度の合理化とその現実的傾向 ……池 上 惇 22
- 静学的産業連関論と再生産表式 (2)……………野 澤 正 徳 37
- 30年代アメリカ鉄鋼業の独占的構造 ……稲 垣 武 58
- 

昭和四十二年四月

京都大學經濟學會

## 国防予算制度の合理化とその現実的傾向

——連邦政府(アメリカ)の兵器調達を中心に——

池 上 惇

国家独占資本主義論の展開にあたってきわめて注目すべき現象は、いわゆる先進資本主義国家における財政的危機の進展と、そこからくる熱烈な財政制度「合理化」への志向であり、さらにこの財政制度「合理化」が、政府による物資調達制度の合理化を媒介として物資を納入する民間企業における「合理化」を推進しつつあるという事実である。

現在の先進資本主義諸国における財政的危機の真因が単なる偶然的事情によるものではなく、アメリカ合衆国を中心とした国際的な軍事力増強の必要と、公共建設を基軸とした民生安定、経済開発の必要を反映した恒常的性質をもつものであることは言うまでもないが、財政的危機の進行によって、あらゆる財政支出はつぎの二つの側面から「合理化」を要求されるに至った。

一つは、財政的危機そのものに由来する「資金の効率の利用、資金の重点的配分」の必要からくる合理化要求である。この要求は、「資金を節約して有効に利用する」とともに国家行政機構そのものの合理的改革または、再編成をとらない、「行政改革」をつねに要求してきた。

いま一つの側面は、財政的危機の不可避的な結果として、公信用の比重が財政上きわめて大きくなり、不換紙幣増発が慢性化するために、インフレーションを「抑制した範囲内」でのみ作用させる必要上、いわゆる「民間資金」の動員が要請され、公信用制度の「合理化」と「金利のかさむ資金」の利用を必要とする、ということである。いわゆる「財政投融資化」の進展はこの側面を代表し、地域計画、産業計画が登場する。

この両側面は、ともに国家の財政的危機に利用して金融資本が国家の行政機関に侵入し、行政機構改革と官僚体制の強化を通じて各種の民主主義的制度を

形骸化し、国家機関全体を一方では、「官金私消」の形式において、他方では、「金融的な国家支配」の形式において従属させてゆく過程を根底に持っているのである。財政的危機は本来、金融資本の政治的経済的危機の救済措置を整備する必要から生じたものでありながら、再び財政的危機を槓杆として、金融資本の国家機関への浸透が促進されることは注目に値する事実であるが、財政制度合理化の過程は、この促進過程の最も中心的な部分に他ならない。

ところが、財政制度の合理化はあらゆる資本主義的合理化と同じように、一定の「合理化基準」を求め、それにしたがって資金の重点的配分を期することを直接の契機とするため、「国民経済的視野」からして、どの分野をどのようにして開発し、いかにして合理化をはかるか、を計画せざるを得ない。国民経済合理化のための各種の指標が、一方では資金の効率的配分のための指標として、他方では、いわゆる「民間資本」の行動決定のための指標として算定されることになる。

「産業構造政策」「地域開発政策」をはじめとする「経済計画」の立案、作成がすすみ、産業合理化や、生産性向上のための各種「計画」が氾濫することになる。これは、各産業の合理化をすすめ、また、合理化の社会的結果に対する政府の社会福祉的施策を含めた国家資金の重点的配分と利用がおしすすめられることとなる。

国家資金の利用を、物品調達及び雇用の面と、金融的側面とにかりにわち、物品調達面における財政制度の「合理化」と各企業における「合理化」計画との関連をみると、物品を納入する企業が、いわゆる費用積み上げ方式にもとづく独占的高利潤の確保を要求するのに対し、財政当局は、物品調達価格の相対的な水準を低くおさえようとする。この二つの相矛盾する要求は、物品調達をおこなう企業自体の「合理化」によるコストの引下げと、国家機関自体の「行政改革」による行政能率の向上と費用の節約という二つの側面を統一的に実施することによってのみ調和と一致が可能である。このことは、独占体と財政当局の利害対立を、独占体に雇用された労働者、関連中小企業、政府機関職員に

対する「合理化」によって緩和させようとする基本的方向を最も典型的に示すものである。私がこの小論でとり扱うのは、問題のこの側面にほかならない。

この意味では一種の独占価格である調達価格の合理的決定は、つぎの二つの性格をあわせて備えたものといえよう。

(1) 財政制度合理化が調達価格合理化を媒介として民間産業における合理化を促進するという性格、すなわち、財政制度という上部構造の民間産業における剰余価値生産という土台への反作用の合法則性の解明という性格。

(2) 一種の独占価格としての調達価格決定は財政危機に悩む財政当局（これは独占体の利益代表者）と調達価格をつりあげてより多く利潤を確保しようとする独占体（これも独占体の利益代表者）との利害対立（独占体の利益代表者間の内部矛盾）を政府機関と独占体相互の「合理化」（労働者、一般公務員、中小企業の搾取、収奪の強化）によって調和させるといふ本質をもつ。この側面は、いわゆる「独占価格」の運動法則のもつ意味を非常に深めるものであって、従来の独占利潤法則の展開に対する重要な批判を含むものである。この立場からすれば、独占利潤法則は、中小企業の利潤率と大企業の利潤率の「階層化」や、大企業における「強められた労働」による超過搾取というところに本質があるのではなくて、独占体相互の利害対立を緩和して、そのしわよせを独占体内部の労働者、関連中小企業、小生産、政府職員等々における追加的な搾取のための「合理化」基準を提供するところにその本質があることになる。

小論は、最近の物品調達の中核として決定的な意味をもつアメリカ合衆国の軍需品調達制度合理化をとりあげることによって、一方ではそれが独占体の合理化の槓杆となる方向をもつとともに、他方では、財政当局と独占体の利害対立を緩和するために行政部門、独占体内部へ調達価格決定がいかに反作用するかを考察した。

別稿で論及するように、公信用制度の合理化と資金の合理的配分の問題が全面的に展開されるのは、物品調達面だけでなく、国家機関の金融的従属の問題を媒介としなければならない。したがって、この小論では、国民経済合理化の

問題を全面的に財政制度合理化と結びつけて展開するのは避け、独占価格としての調達価格を決定する方式の合理化の研究が、予算制度合理化の「理論」の現実的結果としてどのような新しい事実を提供するか、に注目したい。

## I 軍需品調達におけるコスト削減計画

財政制度合理化問題において軍事予算がいかなる意味をもったかは、一方では政府予算におけるその量的比重の増大傾向と、他方では、今日の予算制度合理化の先頭をきりつつあるという事実そのものによって示される。

軍事費の膨脹が財政危機、ひいてはドル危機へと発展しつつあるアメリカ合衆国では、国防長官マックナマラを先頭として多くのコスト引下げ計画を実施した。例えば、1964年7月国防省のホワイト・ハウスあてに提出したコスト削減計画はつぎのような内容をもっていた。

この計画は、「利用効率」(operating efficiency)の改善とコスト削減をめざして、1968財政年度までは年間46億ドルを節約することをのべており、軍事力と戦闘準備に悪影響をあたえず、しかも、着実な節約を達成しなければならぬとする<sup>1)</sup>。

しかも他方、軍需調達に寄生する大独占体はコストに対する一定額の報酬を確保するという調達価格制度を利用して、コストを引きあげればあげるほど利潤がふえる、という状態を享受しようとするので<sup>2)</sup>、国防省としては、自らが、独占体の利益代表者としておくり込まれた行政官をかかえながら<sup>3)</sup>、しかも、

1) この報告によれば、1964財政年度中に25億ドルの節約が現実に達成されたが例えば、戦略的即応力の点で核弾頭は150%、西欧の戦術核部隊60%、空輸能力75%、反乱鎮圧用特殊部隊800%増加などが達成されている (Memorandum for the President, the Secretary of Defense, Washington, July 7, 1964, *Report of the Subcommittee on Defense Procurement to the Joint Economic Committee*, Economic Impact of Federal Supply and Service Activities, 1964, p. 17)。

2) アメリカ合衆国政府の軍需品調達価格制度については、池上惇「国家独占資本主義論」有斐閣1965年、107-111ページを参照。

3) アメリカ合衆国政府の国防省はV. パーロによれば伝統的にモルガン集団の支配下にあり、アイゼンハワー時代にはウィルソンが、ケネディ、ジョンソン時代にはマックナマラ(フォード系)がその代表者となっている。

無制限な調達価格引上げによる利潤確保の方式に対して一定の合理化を行使せざるを得なくなったのである。

コストの削減計画は、財政制度の一部分としての調達制度の合理化としてあらわれるがその方法はつぎの通りであった。

(1) 戦闘目標に対する個々の兵器の戦闘効果の精確な分析、余分の在庫品の使用、不必要な造作の排除を通じて「必要なものだけを買う」。

過去の調達の結果として、100億ドル以上の過剰ストックがあり、もし買わずぎると1ドル当り7セントもつけて売らねばならないほどであった。この措置によって、1961年から64年度にかけて、利用しうる兵器の価値は29%増加、スペアの年間購入額は逆に38%低下した。

(2) 「最低の適正価格での購入」。この目的のためには、まず非競争的調達方法から、競争的な調達方法に移行する必要がある。これによって、価格の25-31%の節約が可能となる。これはのちにくわしく述べるように、「競争条件」を利用した合理化計画であり、1964年以降、調達価格の決定方式にかわって、合理化の中心的な槓杆となっている。

いま一つの合理化方式は、言うまでもなく調達価格制度の合理化方式であって「価格プラス固定報酬」方式から「固定価格」契約方式へのきりかえである。

前者は、国防省当局によれば「価格プラス固定報酬形式の下では政府が自動的にすべてのコストと保障された利潤とを支払う。それ故に、これらの契約の下では、よき管理に対する報酬もなく、貧弱な管理に対する罰則もない。更に、契約者たちは、防衛計画の幹部たちをして、最初の精密な計画を抜きにして大きな開発契約を結ぶようしむけた。このため、多くの場合、最初の評価の3-10倍にのぼる大巾なコストのオーバーランをもたらした」<sup>9)</sup>のである。たしかにこの方式は、兵器を納入する側から言うと「費用積み上げ方式」の原則を利

第1表 1963 FY における契約額の集中(258.4億ドル)

5 会社	23.2 %
10 "	34.1
23 "	50.1
50 "	65.6
100 "	73.9

出所: *Report of the Subcommittee on Defense Procurement to the Joint Economic Committee, Economic Impact of Federal Supply and Service Activities, 1964, p. 6.*

用して、独占的高利潤を確保する上できわめて有利である。開発計画は、納入会社自身の手を中心にあり、足りない費用は政府から引きだしてくればよい。だから不当な利得を排除しようと思えば、余り確実ではないが、「再商議」によって、利潤が適正かどうかをもう一度調査するという時間のかかる手続きを踏まねばならない。

この場合、「合理化」は、技術者と調達機関によるより詳細な仮契約計画を採用し、これによって、兵器体系の使用上の改善をはかるとともに、コスト・オーバーランを排除しなければならない。コストプラス固定報酬契約方式の総契約高に占める百分比はこの努力の結果、1961財政年度の36.6%から63財政年度の20.7%、64年4月30日現在で12.1%と激減している。この場合に、調達機関自身が詳細な開発計画をもつ必要が合理化のための重要な槓杆とされているがこの点は、行政機構そのものの改革と結びついて重要な意味をもつようになるのである。

(3) 調達活動にともなうコストの低下。調達活動には、供給、保管、通信、輸送、一般管理等の諸活動が必要であるが、これら諸活動の効率を上昇させるために、節約、および、諸活動の統合と標準化を通じて、不必要な固定費及び経常支出を排除するとともに、通信システム、輸送、運輸管理、保管などの業務の合理化をはかる。

この報告が指摘する三つの方法、すなわち、在庫管理、契約方式の改善、行政機構の改革の三つは、いずれも、「詳細な開発計画」を政府機関自身が必要とするという点で共通性をもっているのであるが、この共通項を予算制度の基本的な原則との関係でみた場合、どのような予算制度合理化の理論が提出されるか？ つぎにこの点にたち入らねばならない。

## II 国防予算制度改革論と費用—効果分析

最近のアメリカにおける予算制度合理化の中心思想は、「管理と分析の道具としての連邦予算」という考え方に最も代表的に示されるように、予算を管理

の道具 (management tool) として考察することであり、資源が稀少で、必要度に達しない場合に「二者択一的な目的の中から選択をおこない、その目的を達成するための限られた諸手段を合理化する」計画の最も本質的な要素とされ、この原理の適用については「利潤組織と非利潤組織の区別は」なく、「計画的な資源配分のための道具としての連邦予算」が問題となる<sup>5)</sup>。

M. アンシェンによれば、このような視角から1961年、国防省でうちたてられた一つの概念が「計画予算」(program budget) であり、この考え方を非国防部門にも拡張することを当局の課題としている。

それでは、この計画予算とはどのような考え方にもとづいて、国防予算の中に登場したのであろうか？

A. スミーズは、計画予算が1961年に国防省に採用された意義について、合衆国の予算制度は、1912年のタフト「節約と能率の委員会」による包括的な実行予算、計画または、機能の次元での予算の分類、予算の包括的、体系的な把握と監査などの諸提案にはじまるが、当時は実行の政治的条件がなく、1962年の予算局設置により、包括的な実行予算が要請されたが、計画予算への前進は、第二次大戦後にもち越されたとする<sup>6)</sup>。

1949年のフーバー委員会の勧告は、「連邦政府の全予算概念は、機能、活動、プロジェクトにもとづいた予算」の採用であることをあきらかにし、この勧告は、1949年の国防法改正と、1950年の予算会計処理法に反映された。議会は、国防予算にかぎり1949年にいわゆる事業別予算 (performance budget) の実施を命令し、例えば陸軍では、兵站部サービス、輸送、武器などの機能別予算をくみ、さらに、(1) 経常的なものとして、兵員、操作及び維持、(2) 将来にわたるものとして調達、軍事建設、(3) さらに将来にわたるものとして研究、開

4) Economic Impact, p. 21.

5) M. Anshen, The Federal Budget as an Instrument for Management and the Program Budget, in D. Novick (ed.), *Program Budgeting*, 1965, p. 4.

6) ニューディール時代には公共事業予算制度の中で事業別予算が公共建設活動の拡大と結びついて発展するが、この制度の起源は、アメリカ軍工兵隊開拓局 (Bureau of Reclamation)、農務省の間の実際の関係でおこなわれた事業別予算にあるとされている。A. Smithies, *The Budgetary Process in the U. S.*, 1955, p. 329.



発、実験等に分類した<sup>7)</sup>。だが事業別に予算をくむことと、いわゆる「計画予算」とは決定的な相違があるのであって、1961年のプログラミング・システムの導入は「プログラム」という言葉の下に何を導入したのであろうか？

スミシーズによれば、事業別に予算を編成するだけでは、全体としての包括的な事業の諸効果と比較して、各事業の比重を定め、計画をくむわけにはゆかないのであって、プログラムのプログラムたるゆえんは、一定の政策目的を追求する二者択一的方法をその効果との対比において検討するところになければならない。このことはたんなる方法上の問題だけでなく、「もっともありそのようなことはプログラムの必要がまた組織の行政的形式を形づくり、権力の若干の権限移譲 (decentralization) を指向するであろうということである。」

この結果、統一された単一の計算操作による節約と、一方では機能的な計画、他方では地域的な計画の双方が生みだされ、また、現実の支出が効果を発揮するまでの時間との関連で、広範な「基準」が成立することになる<sup>8)</sup>。

このように、スミシーズは、国防予算におけるプログラム・プロジェクトの意義を、費用と効果の対比にもとづく諸手段の選択という考え方の出現の中にみたのであるが、D. ノヴィクは、スミシーズの述べたこの点を一層歴史的に補足している。

彼によれば、ワシントンにおけるプログラムという言葉の使用は第二次大戦中に、最終目標を達成するための諸活動の結合を示す言葉として用いられた。戦争終了とともに、プログラムは予算局によって引き継がれたが、言葉の意味には若干の変更が加えられて、関連のある行政諸活動——例えば装備品目の調達——を一まとめにするという意味となり、多くの関連した諸活動の「output」または、究極的なゴールを意味するものとして用いられたわけではない<sup>9)</sup>。

1955年に、国防省では再び「プログラム」概念を本来にもどして「資源の

7) A. Smithies, Conceptual Framework for the Program Budget, in D. Novick (ed.), *ibid.*, pp. 33-34.

8) *Ibid.*, pp. 36-42.

9) D. Novick, The Department of Defense, in D. Novick (ed.), *ibid.*, pp. 86-87.

すべてを特定の使命に適應するよう配慮した総合的な planning programming-budgeting」を意味するものとなり、国防支出の主要分野における意志決定とコントロールに及ぼすその効果が問題とされた。この考え方は、第一に、共通の使命または国家目的の次元でのサービスのすべてに対し、全国防構造の分析を可能にし、第二に何年にもわたる兵力の構造が、資源または財政需要に与えるインパクトを考慮するようにしむけ、長期財政計画の必要を生ぜしめたのである。

ノヴィクはこの背後には 1950 年代の兵器体系は非常に高価であるため、二者択一的な武器の選択の必要が生じ、このためには、費用—効果分析 (cost-effectiveness analysis) が必要なことを強調している。

この新しい分析方法としての費用—効果分析はどこから発生してきたのだろうか？

彼によれば、この技術は第二次大戦中のオペレーションズ・リサーチから基本的には発生しており、この技術が「ある一つの資源を配分する」問題に主としてとりくむのに対して、費用—効果分析は、「かかる二者択一的な資源の分配の効果を調査するもの」であり、将来にむけての計画を立案する道具である。

オペレーションズ・リサーチが重点を「操作」におくのに対して、費用—効果分析は重点を「将来にむけての計画化」におく。この考え方の変化を説明するものはノヴィクによれば、「軍事計画化」の要請の内容が、「核弾頭を運ぶ現代のミサイルの巨大なスピード」の結果、現代の戦争の重点が相対的にゆるやかなベースですんだオペレーションズの時代から、費用—効果分析により「核兵器の加速化されたスピードのみならず、兵器調達に時間がかかり、きわめて高価であり、進歩した技術の中で、武器の広汎な選択の必要」に対応する時代への変化である。

マックナマラ国防長官の下で、1961年に着任した C. J. ヒッチは数年間にわたりプログラム・バジェットिंग・プロセスを導入し、1963 財政年度から国防予算の中に五つの主要な要素を確立した。まず第一に、兵力、武器、支援

組織等の次元でプログラムをくみ、第二に、二者択一的な費用と効果の組み合わせによる分析的比較をおこない、第三に、5年間にわたる国防計画と財政計画をたて、第四に、状況の変化に応じた年間の意志決定をおこない、第五に、計画の効果と、管理の状況をテストするための中間報告を求める、というものであった<sup>10)</sup>。

以上のようなノヴィクの説明は、国防予算制度の合理化が、全予算制度の中核であり、典型であるという立場にたつて、「計画予算」を最新の現象としてとりあげ、この方向での合理化の背後に、兵器そのもののスピード化と軍事戦略の迅速性、さらにそれにとまなう調達制度の合理化の必要性をみてとっている。この指摘をすでに考察した国防省のコスト削減計画とを重ねあわせて考えるならば、今日の国防予算制度合理化の推進力をつぎのように要約することができよう。

財政制度合理化の背景にあるのは、社会主義勢力をはじめ、アメリカ合衆国に対抗しつつある諸力に対する最新技術にもとづいた軍事的適応力の増強であり、独占資本主義的生産関係の下では、兵器生産者に対する利潤保障を通じて遂行されざるを得ない。この事実は、無政府的な利潤追求活動の土台の上で、最も計画的で高度な技術を開発する必要に直面した資本主義国家の矛盾を表現している。

この矛盾は、兵器生産者に対する独占的高利潤の保障という形式によって克服されようとするが、この方法は、国家の財政的危機という新しい矛盾を激化する。

この財政的危機に対処しつつ軍事力を整備するためには、財政制度合理化の「基準」を求める必要がある。この「基準」の形成は、費用—効果分析の導入によって、軍事力の現実的效果と、単位当りコストを兵器体系ごとと比較し、一定の軍事目的を達成するための合理的な手段を選択することによって達成される。

10) *Ibid.*, pp. 88-89.

この方法の採用は、(1) 単一の計算にもとづく行政機関の統一的操作、(2) 機能別地域別の分類による行政組織の再編成、(3) 権限移譲、(4) 長期計画と短期的変動への対応のくみあわせ、(5) 将来にわたる開発計画の時間的に制約された効果の測定等を含み、行財政制度の合理化、再編成の楨杆となってゆく。

つぎに、このような思想と方法に支えられて、財政制度合理化がすすめられる場合、その現実的結果はいかなるものか、この点を最後に考察する必要がある。

### Ⅲ 調達制度合理化の現実的傾向

第Ⅰ章でみたように、調達制度合理化の最近の特徴は、固定価格による契約の拡大にあり、そのためには、詳細な兵器開発計画が国家機関によっておこなわれる必要があることになるのであるが、このための具体的な方策として、1964年にだされた国防調達小委員会の合同経済委員会への報告書はつぎのように述べている。

「……国防総省は、契約管理を改善するために一つの重要なステップを踏みだした。このステップとは、人員と設備の縮小、方法、形式、手続の標準化の促進、プラントの検査官と、生産促進者のグループが重複するのをやめ、政府が、機械、器具、自動的なデータ処理装置を含めて契約者の在庫品に対する統制を改善し、契約者に対する支払を促進し、時間を食う再審議を排除しなければならない。」<sup>11)</sup>

このような具体策を遂行するにあたって、最も中心的なイデオロギーとしてうちだされてきたものは、「競争的」要因の最大限の利用によるコストの引下げであり、そのための方策としての協議入札からより公開された競争の入札制度への移行、競争条件を利用しよう各品目の「標準化」をすすめて、必要

11) *Report of the Subcommittee on Defense Procurement to the Joint Economic Committee, Economic Impact of Federal Supply and Service Activities, 1964, p. 5.*

部品を直接に調達しつつ、標準化を基礎とした過程処理のデータを整備し、兵器調達価格を引下げ、物品購入量を最少限度におし下げることであった。

入札制度において、競争条件を利用するという当然の原則は、連邦政府に対する会計検査官 551 号に明瞭に示されてきた。551 号は言う。「裁判所及び会計検査院は修正条項 3907 号が競争にもとづく利益を政府に保障し、公共会計による購入をおこなう政府代表者の不正な情実を防止し、調達または成約における共謀と詐欺を防止するために政府事業に対して競争する平等な権利をあらゆる人々に与えようと企ててきたのに対し、つねに支持を与えてきた。」<sup>12)</sup>

1947 年の軍需調達法の制定にあたって、トルーマン大統領は署名と同時につぎのように「大企業が協議による契約を過度におこなうこと、政府が大企業に対して不当な依存状態におかれること……これらのことをひきおこしてはならない。」<sup>13)</sup>と主張し、この法律第 2 条は、「供給とサービスのためのあらゆる購入と契約は公示によっておこなわれるべきだ」と述べているにかかわらず、

1961 年の国防調達に関する小委員会の述べたところによれば、1951—59 財政年度を通じ、公示された入札制度に対する例外が、総額の 86.6 % に及び、法律を固守したのはわずかに 13.4 % にすぎない。

この基本傾向は、1960—63 年にかけてもいっこうに改善されず、年々の協議入札の百分比は、平均 86.7 % であり、1963 財政年度には、協議入札の契約高に占める百分比は 87 %、100 の会社とその系列会社が全契約高の 73.9 % をうけとった。

このあまりにもお粗末で「評判のよくない」実情を、調達品目の「標準化」によって克服するべきである、という議論は、小委員会の報告書がくり返して強調するところである。各種兵器の部分品などは、すべて契約会社まかせではなく、「標準化」してあれば、別個に発注して、「競争的条件」に企業をおくこともできるはずである。そうなれば「競争入札の範囲」はもっとひろがる

12) *Ibid.*, p. 5.

13) *Report of the Subcommittee on Defense Procurement to the Joint Economic Committee*, 1960, p. 95.

であろう。それによって、「民間会社」も合理化につとめ、不当な価格の上昇はおさえられるであろう。だが実情は、「標準化」をおしすすめるための最も基本的なデータさえ、政府の支配下にはなく、「政府に属している設計図や特許権」に対してすら、「不当にも」「若干の契約者」は「所有権の存在」を暗示する傾向にある。小委員会の報告はいう。

「結論として、政府は、協議生産及び供給契約の下で提供されるか、または引渡されたデータの大部分の使用を奪われている。……堅固な手段が政府の権利……に対してとられているにちがいない。契約者たちは……要求されたデータをすみやかに提出し、さもなければ刑罰に服するよう要求されねばならない。」<sup>14)</sup>

同報告はまた、「政府経費で開発されたガス・タービン・エンジン」に対する競争的調達のため、技術的データを利用する可能性が喪失した例をあげ、さらにひどい場合には、データに関する無制限な権利をすでももっているのにかかわらず、データ利用のために101万ドルも支払っている例をあげて、大いに憤慨している。だから、当面のところ、政府所有の特許権に対する「政府の権利」の防衛、将来の利用のために、「目録をつくり、組織する努力」をおこなう段階だ、ということになってしまうのである<sup>15)</sup>。

このようにデータ処理の段階でゆきづまっているのであれば、いかに高度な理論的準備があっても、現実の「計画化」にはほど遠いのであって、華麗で合理的な理論の実行可能な範囲は、結局のところ、現在の在庫やストックの利用および、共通部品の直接調達によるコストプラス固定報酬方式の排除<sup>16)</sup>、政府機関の統合<sup>17)</sup>、再編成、人員削減、合理化に頼らざるをえないのである。

14) *Report*, 1964, p. 7.

15) *Ibid.*, p. 7.

16) ダグラス議長「勿論、マックナ馬拉長官はコストプラス固定報酬契約の量を減少させてきた。しかし、ある程度それは存在している。この結果が主要契約者との高価格を結果しているのではないのか？」

キャムベル氏「それは正しい。……直接購入においては、第一次契約者が本来の価格に追加しようとするマーク・アップを排除することができる。」(*Ibid.*, p. 9.)

17) *Ibid.*, p. 13.

このことは、精密な予算制度合理化の現実的効果は、独占体による政府支配という基本的な事実にいささかも本質的変更を加えることなく、一方では、競争条件の利用という相言葉によって、独占体の合理化努力を部分的に刺激しつつ、中小企業の生産条件を利用してコストの相対的低下をはかり、他方では、政府機関の合理化、再編成によって、政府職員の削減、管理体制の強化を実行することにならざるを得ない。

いわゆる「計画化」理論の壮大さに比して、一方ではその現実的諸結果の「無政府の本質」、他方では独占体と政府当局の矛盾の調和のためにする独占体の労働者、中小企業者への「競争条件」の提供と利用、「合理化」に直面する労働者と中小企業、また、政府職員が行政機構改革を通じて「合理化」に直面するという事実。これこそは、いわゆる「計画予算」論の本質を最も端的に示すものであろう。

「計画予算」が独占体を統制する計画性ではなくて、「競争条件」の提唱による独占体と労働者、独占体と中小企業の自由競争＝合理化の強行、行政機構の合理化の強行をもたらすという事実こそ、費用－効用分析の本質を最もよく示すものである。

この合理化過程を独占価格としての兵器調達価格制度の合理化という観点からみるならば、独占的高利潤を確保しようとする独占体と、財政的危機に悩む財政当局との矛盾を調和させる手段としての調達価格制度の合理化は、必ず大独占体内部の合理化にあたって、コストと効果の相対比を「合理化基準」として労働者及び中小企業に対する「基準」とするという独占価格の本質を最もよく表現しているものというべきであろう。この点はすでに述べたように、従来の独占価格論においてかならずしも明瞭でない側面への接近を許すものである<sup>18)</sup>。

18) 詳細な展開は別の機会にゆずるが、一言すべきことは、この考え方は、商品生産と私的所有の原則にもとづく協定価格としての独占価格が、独占企業内部、非独占体、小生産などへ及ぼす反作用の合法的把握を可能にする、ということである。従来の独占価格論は、平均利潤法則との機械的対比によって、中小資本と独占資本の競争の側面のみを問題にするか（例えば北原勇、重田澄男、見田石介氏の所説）、それとも、独占体の生産過程のみに注目して、価値法則の原則を

以上、独占段階において一貫した傾向である予算制度改革を中心とする財政制度改革論の本質を国防調達の制度の合理化を中心にして考察してきた。国防予算においてみられるこの主張は、今や、予算制度の全分野にわたって拡大され、行財政制度の合理化<sup>19)</sup>と、国民経済合理化の強行を資本主義各国において生みだしている。つぎに研究すべき課題は、いわゆる「民生」部門へのこの方式の拡張とその諸結果を考察するとともに、公信用制度の合理化にからんで、いわゆる「計画理論」がますます完成されてゆく方向を探求することである<sup>20)</sup>。(本研究は、昭和41年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。)

---

否定し、限界原理を導入して近代経済理論に譲歩するか(例えば故白杉庄一郎氏の所説)、あるいは、両説を機械的に折衷するか、そのいずれかであった。

- 19) 政府部門の生産性に関するすべての議論は、この点を問題に題にしている。例えば、C. J. Hitch and R. N. McKean, *The Economics of Defense in the Nuclear Age*, 1960, Chap. II, 参照。
- 20) 国家独占資本主義論における「合理化」問題の意義については、池上惇「国家独占資本主義論における『社会化』と『合理化』の意義について」、『立命館経営学』1967年3月号(豊崎教授退官記念号)を参照のこと。